

社会保障の必要性：市場の失敗，再分配 あるいはパターナリスティック政策

仲 澤 幸 壽

要旨：医療保険，公的年金，失業保険等の社会保障システムには困窮者救済の側面があるために，再分配政策の機能を有するものとみなされている。しかし，現実には再分配政策の手段としては十分に機能していないとの指摘もある。一方，社会保障は情報の非対称性による民間保険市場の失敗をカバーするための政策手段である，という観点からの指摘もある。それに加えて最近では，行動経済学的観点から個人の長期的意思決定の失敗を補うために執られる，パターナリスティックな政策の側面を強調する議論が提示されている。この論文は，それらの論点を比較することにより，社会保障システムの必要性についてもっとも説得的なロジックを提供しているものは，パターナリスティックな政策の議論であることを明らかにしようとするものである。

1. はじめに

現代経済において，社会保障システムを有していることは当然のこととみなされている。あまりにも当然のことと思われているためか，なぜ社会保障システムが必要なのかという点についての議論は意外に見かけることが少ない。社会保障システムは，公的年金，失業保険，医療保険や介護保険のように，基本的には保険としての機能を持つもので構成されている。保険制度である限り，民間の保険市場でも提供可能ではある。実際に，民間の保険市場でも，年金保険や医療保険等の商品が多数提供されている。にもかかわらず，日本も含めて多くの国々において強制加入による公的保険の提供がなされており，それが望ま

しいという主張が存在する¹⁾。他方、アメリカのように、公的保険制度への加入も個人の選択に任せるべきである、という考え方の国もある²⁾。アメリカ的な考え方は世界の趨勢からいえば特殊なのかもしれないが、医療保険でカバーされる人々の範囲を拡大させようとした1期目のオバマ政権の方針が、激しい困難に直面したことは記憶に新しいことである。このように、社会保障についての見解は分かれているのであるが、保険を公的に提供すれば一定程度は民間の保険会社の市場を奪うことになるのは確かである。では、そうすべき理由はどこにあるのであろうか。

この点について、Congdon=Kling=Mulainathan (2011) は、伝統的経済学あるいは標準的な財政学の考え方では、情報の非対称性による民間保険市場の失敗を理由に挙げている、と指摘している。周知のように、Akerlof (1970) による情報の非対称性の議論が登場したのは、社会保障システムの登場よりもはるかに後である。逆にいえば、情報の非対称性による市場の失敗が認識されない段階では、公的保険制度を支持する経済学的な根拠はなかったということなのであろう。しかし、情報の非対称性によって民間の保険市場が失敗するとき、公的保険ならば失敗しないという保証はあるのであろうか。あるいは、公的保険に強制加入させる政策は正当化されるのであろうか。これらの間に対する答えは、この論文で後に示されるように、いずれも否定的なものにならざるをえない。

一方では、社会保障制度が有するであろう再分配機能を重視する見解もある。代表的な例の1つは、小塩 (2012) である。彼は日本での実証結果に基づき、社会保障制度による再分配では、いわゆる現役世代から高齢者世代への移転が主となっていることを示した上で、その再分配機能が十分に発揮されていな

-
- 1) 例えば、医療保険の前国民への適用を高く評価している真野 (2012) は、その代表例の1つである。
 - 2) アメリカの制度が個人の選択を最優先にしていることについては、Thaler=Sunstein (2009) および Congdon=Kling=Mulainathan (2011) において、その制度がもたらす行動経済学的問題点として検討されている。また、アイエンガー (2010) は、個人の選択を最優先するという文化が特殊なものである可能性について、興味深い議論を展開している。

いという批判的結論を述べている。確かに、多くの国々も社会保障制度において、保険料の負担は高所得層ほど重くなっており、給付については相対的に低所得層に手厚くなるように見える仕組みになっている。しかし、それが所得の再分配政策を意図した制度なのかどうかは、改めて検討すべき課題である。なぜなら、社会保障の提供する保険が正常財ならば、所得が高くなるほど需要が増加し、主体的最適化から導出される保険料支払い額は増大するからである。

いま述べた2つの要因以外に最近登場した議論が、ライフサイクル的意思決定の失敗を補填する仕組みとしての社会保障である。行動経済学的知見によれば、大多数の個人が老後の生活や病気になった場合の備えについて、必要性を認識し貯蓄機会を提供されているにもかかわらず、準備不足に陥る危険性が常にあるという。この主張の例として、Thaler=Sunstein (2009) および Congdon=Kling=Mulainathan (2011) がある。彼らはアメリカの現実を議論の対象にしているので、必ずしも強制加入を積極的に主張しているわけではない。それよりも、「ナッジ」と呼ばれる意思決定を促進する手段の有効性に議論に力点を置いている。しかし、強制加入を考慮すべきかもしれないとの示唆も、控えめながらなされてもいる。その結果、市場の失敗ではなく個人の失敗を補うためという、政策のパターナリスティックな側面が強調されることになる。

この論文は、社会保障制度を提供する根拠としての上記の3つの議論のなかで、最も妥当で説得力のある議論が、いま述べたパターナリスティックな政策であることを主張するものである。以下の構成は次の通りである。まず、次節において、情報の非対称性による市場の失敗が公的な保険提供の正当な理由になるのかどうかを検討される。そこでは、民間の市場が失敗するときには、公的に提供しても保険機能を十分に発揮させられるわけではないことが示される。また、情報の非対称性をもたらすほどに個人が自己のリスクを熟知しているとき、リスクの異なる個人に同一の保険料を課す公的保険に政策として支持される合理性のないことも明らかにされるであろう。さらに次の3節では、社会保障の保険料負担と給付との関係に見られる再分配機能が、真に再分配政策を意図したものかどうかについて議論する。基本的には、先にも触れたように、保険サービスへの需要が所得の増加関数ということに過ぎないのかもしれない、

という問題意識である。同様の議論が、税負担の累進性という再分配政策そのものと捉えられているものにもあてはまることも示されるであろう。これらの議論を受けて、4節では個人の意思決定の失敗を補填するための政策の機能について検討し、最後にその含意が議論される。

2. 市場の失敗

保険市場が情報の非対称によって失敗する危険性があることは、よく知られた問題である³⁾。それには、保険提供者が加入者のリスクの違いを区別できないという面と、保険提供が生じさせるモラルハザードの程度が予測できないという面がある。いずれの場合も、加入者側は自己のリスクを正しく認識しているとされる。そのような情報の非対称性の結果、保険会社が想定以上の事故発生率に直面して保険料を引き上げると、より安全な顧客は保険から脱退し、より危険度の高い顧客の比率が高まるという逆選択が生じ、リスクをプールする保険機能が減退するために保険市場が失敗するとされる。

このロジックは、年金保険や医療保険にもそのままあてはまるものである。年金保険の場合は想定以上に長生きする人々がリスクの高い顧客であり、医療保険の場合は高い治療費を要する疾病に罹患する可能性の高い人々である⁴⁾。それらの人々とリスクの低い人々を区別できなければ、民間の保険市場がうまく機能しなくなる危険性は高い。問題は、政府が提供すれば、情報の非対称性の問題は解消するのか、という点である。

その点について、年金保険についての簡単な例で検討してみよう。議論を単純にするために、ある社会が老年期前の人々のみで構成されており、それらの人々は平均余命の異なる2つのグループに分かれている。一方のグループを L ,

3) 理論モデルを最初に提示したのは Rothschild=Stiglitz (1976) だと考えられている。邦文の文献では、例えば清水・堀内 (2003) で解説されている。

4) 実際の医療保険では、どのような疾病の際にどのような治療に保険が適用されるのか、極めて詳細に取決められており、それを理解するだけでも容易ではない。また、真野 (2012) によれば、民間の医療保険の対象となる治療法のコストは増加する傾向にあるという、別の問題点も発生している。

他方のグループを S として、グループ L に属する個人は、老後を送る期間がグループ S に属する個人よりも長いものとする。そのため、 L は老後の資金として相対的に多額の年金額が必要なのに対して、 S はそれより低い年金額だけしか必要としないことになる。それぞれのグループの個人は、以上の自己の情報について知っている。しかし、保険会社や国は、社会構成員の平均余命と老後に必要な資金の平均値のみしか知らないものとしよう。これが、典型的な情報の非対称性のケースである。

いま述べたケースで、何が生じるかを調べるためには、もう少し詳しい設定が必要である。もし、グループ L に属する代表的個人にとって必要な年金額が M であり、グループ S に属する個人にとって必要な年金額は m であると明確に分かっているのであれば、年金保険は必要ないことになる。それぞれの個人が必要に応じて貯蓄すればよいからである。

さらにいえば、そのケースのときに、平均余命を基準とした保険料で年金保険（老後の生存期間 1 期あたり一定の年金額が支払われる形式のもの）が販売されたとしても、グループ S の個人は加入しないであろう。彼らにとって、必要な年金額に比べて、保険料が割高になるからである。他方、グループ L の個人にとっては、保険料が割安になるので、保険に加入する方が有利である。つまり、保険会社が想定しているよりも年金保険額の支払いが超過する人々のみが加入することとなって、保険は破綻してしまう。

では、この保険市場の失敗を繕うために、政府が公的に年金保険を提供することは有効なのであろうか。すぐにわかることだが、答えはノーである。政府が個人の属性を区別することができないかぎり、提供できる保険も民間保険会社のものと同じ一律のものにならざるをえない。すると、グループ S の人々にとって加入するメリットがなく、グループ L の人々だけに加入するインセンティブがあることになって、民間の保険市場と同じ結果になるだけである。

この状態を回避するために、グループ S の人々を強制加入させるとすれば、それは正当化されない政策である。なぜなら、そのことはグループ S の人々からグループ L の人々への強制的な所得移転を意味するからである。老後に必要な年金額が明確にわかっているとき、グループ S の人々がそのような所得再分

配を支持することはありえない。たとえグループ L の人々が多数であって政治的に導入可能であったとしても、正当化できるものではない。正しい解は、個人にとってはリスクがないのであるから、それぞれの個人が必要に応じて貯蓄すればよい、ということ以外にないのである。

では、個人の老後を送る期間にリスクがある場合はどうなるであろうか。つまり、グループ L に属する個人の老後はグループ S の人々より長いのであるが、それがどの程度なのかは確率的にしかわからないというケースである。同様に、グループ S の個人は、自分たちの老後が比較的短期間であることはわかっているが、それがどの程度かは、やはり確率的にしか把握できないという状況である。そして、情報の非対称性を問題にするかぎり、グループ別の確率について保険会社は知りえず、全体の平均余命のみを知っているということになる。

このケースでも、逆選択が生じて保険市場が失敗するのは、前の場合と同じである。保険会社が平均余命を基準に提供する年金保険は、グループ S の人々にとって割高であり、グループ L の人々しか加入するインセンティブがないからである。そのことは政府が公的に年金を提供しても変わらない、という点も明らかであろう。また、グループ S の強制加入が正当化されないということにも変わりはない。

しかし、どのグループに属するかによって差はあるが、各個人にとって必要な年金額にリスクが存在するため、保険加入のインセンティブは存在する。すなわち、リスクのある下で老後に備えた貯蓄を自分でするより、保険に加入した方が厚生は高まるのである。ポイントは、そのような保険をいかにしたら提供できるか、ということにつける。そのような保険は、各個人が自己のリスクを把握しているのであるから、各グループ別のリスクに対応した保険でなければならない。グループ S の人々にはそのグループのリスクに対応した保険料と年金額の組み合わせが必要であり、グループ L の人々にはより高い保険料と年金額の組み合わせが設定されなければならない。結論としていえば、情報の非対称性が排除できないかぎり、保険会社は適切な保険は提供できないのである。

リスクの異なるグループ別に年金制度を変えなければならない点は、政府が提供する場合にも同じである。個人の方が自己のリスクを知っているものであれ

ば、それと同等のリスク情報を政府が持たなければ、年金制度は意味あるものにならないのである。

情報の非対称性がないのであればグループ別の年金制度が望ましいのであるが、単一の料金と年金額の公的保険を提供することも可能ではある。それは、グループ S の人々に適応したもののみをすべての個人に対して政府が提供するのである。グループ S の人々はそれで十分に老後の生活がカバーできるし、グループ L の人々にとって不足する年金は、民間の年金保険加入で賄うことができるからである。

ただし、そのような状況であれば、繰り返しになるが、政府が公的に年金を提供する必要があるのかという疑問が発生する。そもそも、情報の非対称性による市場の失敗という、公的年金を必要とする根拠がなくなっているからである。そのロジックが正当化されるのは、民間の保険会社が知らない情報を政府が知っているときだけである。しかし、そうだとすれば、別に政府が年金保険を提供せずに、民間の保険会社に情報を提供すればすむことである。あるいは、その情報収集のノウハウを民間に伝授すればよい。

このように考えてくると、情報の非対称性が公的年金制度の理由というのは、あまり説得力のある議論ではないように思われる。現実の状況と照らし合わせれば、むしろ個人は老後のリスクについての情報がかなり不足している、という方が正しいのではないだろうか⁵⁾。さらにいえば、保険会社や政府も何十年も先の状況を十分に予測できるほどの情報を持っているわけではない。それは厳密なリスク計算もできない状況ではあるが、同時に情報の非対称性もない状態でもある。

いま述べた議論が、医療保険についても同様にあてはまることはすぐに理解されるであろう。必要な医療費が高いグループを上記のケースの L とし、医療費が少なく済むグループを S とすれば、議論の筋道はまったく同じになるからである⁶⁾。医療保険を公的に提供する理由としても、情報の非対称性の説得力は弱いのである⁷⁾。

5) 誤った情報や根拠の薄い信念に基づいて自分の老後の長さを判断している個人もある。しかし、それが老後のリスクを知っていることにならないのは、いうまでもない。

市場の失敗とは別に、社会保障制度の所得再分配機能を重視する見方がある。その見解については、節を改めて検討することにしよう。

3. 再分配手段としての社会保障

社会保障の所得再分配機能に着目する研究は多数ある。そのなかには、社会保障制度のセイフティーネットの機能等よりも、所得再分配機能を重視する見解を打ち出しているものもある。その例の1つが、序文でも触れたように小塩（2012）である。その論文では、日本の社会保障による再分配が賦課方式の年金制度を通じた現役世代から老年世代への移転に限定されており、不十分な再分配機能しか發揮されていないと指摘され、「再分配政策の有効性を高めるためには、現行の仕組みを「困っている人を困っていない人が助ける」という制度本来の姿に戻す必要がある」（p.59）と結論付けられている。このなかでの「困っている人を困っていない人が助ける」という部分は、税と社会保障制度の存在理由として強調されていることである。

確かに多くの国々において、高所得層ほど社会保障の負担が高く低所得層ほど負担が低くなるように制度設計されているのは事実である。さらに、税から組み込まれる社会保障費もあるので、税と社会保障システム全体の負担率と給付の関係においてどのような再分配が生じているかは、実証分析としては極めて重要な研究対象である。だが、そのことと社会保障制度が所得再分配を目指した制度かどうかということとは、次元が異なる問題のはずである。

いま述べた問題が存在することを明瞭にするために、簡単なモデルを用いて検討してみよう。何を検討するのかというと、社会保障や税に関しての個人の最適解が、見かけ上は再分配機能を求めているように見えるケースがあるので

-
- 6) いうまでもないことだが、年金のケースと医療保険のケースでは、必要となる保険額が個人の属性で逆になる可能性が高い。すなわち、長い老後を送る人は、終末期は別として、通常は健康で必要とする医療費は少ないであろうということである。だが、その捻じれ現象が、特に何かを意味するわけではない。
 - 7) 医療サービスの市場そのものにも情報の非対称性があることは、古くから指摘されている。提供する側に比べて、患者側の医学知識は限定されているからである。

はないという点である。つまり、個々人が求めているのは再分配ではなく最適な社会保障や公共財の財源調達手段なのだが、結果的に高所得層の人ほど自主的に支払う金額が増加するために、累進的負担がなされているかのように見えるのである。通常の私的財と同じ分類でいえば、正常財でありかつ需要の所得弾力性が1以上の場合と同じである。

したがって、例えば医療保険の需要が所得に応じて増加する場合が自然であることが示せればよいことになる。そこで、健康な状態（状態1）と疾病罹患の状態（状態2）の2つの状態が、それぞれ確率 p と $1-p$ で生じるケースを考える。簡単化のために、この確率はすべての個人に対して共通であるとする。さらに、代表的な個人の状態1における所得水準を y 、状態2における所得水準を $y-s(y) \geq 0$ とする。ここで、は疾病に罹患した際の損失を所得の単位で示したものであり $s'(y) > 0$ と仮定する。すなわち、同じ疾病に罹患した場合の損失を所得の単位で表したとき、それが所得の増加にしたがって減少することはない、という仮定である。所得が増加するほど疾病治療期間の機会費用が増大するので、この仮定は自然なものである。疾病によっては損失額が所得を越えてしまうこともありえるが、ここでは罹患した際の所得水準は非不であると仮定する。個人の効用は所得のみに依存するものとして、

$$U(y) = y^{1-a}, \quad 0 < a < 1 \quad (1)$$

であるとする。この個人が加入する医療保険は、1口当たりの保険料が q で、疾病の罹った際の保険支払額が R というものであるとする。この設定は、同じ疾病に罹患しても受け取る保険金額が変化することを意味する。これは、疾病による健康面以外の損失もカバーする保険との解釈と、治療法が選択可能であって、高い保険料でより高度で高額の治療法を選択すればより速やかな快復が可能との解釈とがある。医療保険という性質からすれば、後者の方の解釈がより妥当かと思われる。購入する医療保険の口数を x で表わすとすると、 x は次の期待効用を最大にするように選択されることになる⁸⁾。

$$V(x) = p(y - qx)^{1-a} + (1-p)\{y - s(y) + Rx\}^{1-a} \quad (2)$$

最適 x の 1 階の条件は，

$$V'(x) = -(1-a)p(y-qx)^{-a}q + (1-a)(1-p)\{y-s(y)+Rx\}^{-a}R = 0 \quad (3)$$

であり，2 階の条件は

$$V''(x) = -a(1-a)[p(y-qx)^{-a-1}q^2 + (1-p)\{y-s(y)+Rx\}^{-a-1}R^2] < 0 \quad (4)$$

となる。(3)式より最適 x は，

$$\frac{p}{1-p} \left[\frac{y-qx}{y-s(y)+Rx} \right]^{-a} = \frac{R}{q} \quad (5)$$

を満たすものということになる。ここで，この保険は公正なものであって利潤はないとすれば，

$$pq - (1-p)R = 0 \quad (6)$$

であるから，

$$\left[\frac{1-p}{p} \frac{R}{q} \right]^{-\frac{1}{a}} = 1 \quad (7)$$

がいえるので，最適 x は具体的に，

$$x = \frac{s(y)}{q+R} \quad (8)$$

と求められる。これから直ちに x が正常財であること，すなわち

$$\frac{dx}{dy} = \frac{1}{q+R} \frac{ds}{dy} > 0 \quad (9)$$

8) ここでは，スタンダードな期待効用異論に基づいた個人の行動を前提にしており，行動経済学的要素は排除している。それは，従来の合理性の観点から導出される最適条件が再分配と混同される可能性を明らかにするためである。

が確認できる．さらに， x の需要の所得弾力性が，

$$\frac{y}{x} \frac{dx}{dy} = \frac{y}{x(q+R)} \frac{ds}{dy} > 0 \quad (10)$$

であることから，

$$\frac{y}{x} \frac{dx}{dy} > 1 \leftrightarrow \frac{ds}{dy} > \frac{x(q+R)}{y} \quad (11)$$

という関係が導出される．(11)式は需要の所得弾力性が1より大になるための必要十分条件を示している．

所得に対する保険関係の額の比率は1未満であるから，(11)式が成立する可能性は十分にあり，その成立を事前的に排除することはできない．保険に対する需要の所得弾力性が1より大であるということは，所得が増加するほど保険料の支払いが累進的に増大することを意味する．公的保険の料金体系が各個人の選好を反映して形成されるなら，所得に対して累進的料金体系になるので，見かけ上は再分配機能を追求したかのように見えることになる．

ただし，いま検討した医療保険では，保険料と給付額とが比例しているので，その意味では再分配効果はない．小塩（2012）の実証においても，社会保障による世代内での再分配効果はほとんど確認できていない．つまり，社会保障とは保険というセーフティーネットなのであって，再分配を目的とした仕組みではないともいえるのである．逆にいえば，再分配制度として社会保障システムが必要という議論は，やはり説得力が弱いのである．

同じ指摘は，再分配機能の側面がより強いと認識されている所得税についても可能である．上述の医療保険のときと同様に所得水準を y とし，公共財を x ，私的財を z とする．私的財の価格を 1，税額を t として，個人の効用関数が

$$U = x^b z^{1-b}, \quad 0 < b < 1 \quad (12)$$

であるとして．この社会には所得水準のある区間の間に個人が一様に分布しており，選好は所得が高い層の個人ほど b の値が大きくなるように分布してい

るものと仮定する．すなわち，ここで提供されている公共財は，所得が高くなるほどより高い効用を個人にもたらすようなものだというのであり⁹⁾，形式的には

$$\frac{db}{dy} > 0 \quad (13)$$

という関係があるということである．公共財は等量消費なので，(12)式からは各個人の公共財評価額が最適解として導出される．コブ＝ダグラス型関数の効用関数の性質から，それは，

$$t = b \frac{y}{x} \quad (14)$$

となる．(14)式から， b がすべての個人共通であっても公共財の評価額は所得に正比例することがわかる．さら b が所得とともに増加することから，

$$\frac{y}{t} \frac{dt}{dy} = \frac{y}{t} \frac{b}{x} \left(1 + \frac{y}{b} \frac{db}{dy} \right) = 1 + \frac{y}{b} \frac{db}{dy} > 1 \Leftrightarrow \frac{y}{b} \frac{db}{dy} > 0 \quad (15)$$

という結果が得られる．すなわち，この設定では，個人の所得の増加率よりも公共財評価額の増加率の方が高くなっている．(15)式の個人の最適条件に適合した税体系は，所得に対して累進的に税負担率が增大するものである．しかも，公共財の等量消費の性質より，見かけ上はすべての個人が等しいサービスを受けている状況下で，税負担が累進的ということになる．これは，累進的所得税による再分配効果に他ならないように見える．だがその実態は，所得と公共財需要の関係という個人の最適性の条件である．このことをもって，この社会の個人が再分配を選好していると断定することには，少し無理があるといわざるをえない．

このように議論してくると，当然のごとく再分配のための手段と思われる

9) 例えば，裕福な個人ほど火災や災害による損失が大きくなるのであれば，消防サービスや防災から得られる利得が大きいとみなせる，というようなケースである．

るものについても慎重な検討が必要だということが示唆されてくる。さらにいえば、そもそも再分配とはどういうことなのか、理念と実態の間の整合性に疑問点はないのかという点についても再吟味すべきなのかもしれないのである。それがどういう問題点を指していることなのか、所得分配の不平等に関する最もよく言及される Rawls (1972) の議論を用いて検討してみよう。

よく知られているように Rawls (1972) の議論では、すべての人々が無知のベールの背後にいるとして、不平等が肯定されるのは最も不利な個人の利益が拡大する場合に限定されるとする。混乱のないように議論を単純化すれば、相対的に平等な社会と不平等な社会の2つを比較したときに、不平等な社会の方が選択されるのは、そのなかで最も不利な分配であっても他方の社会に行くよりはよいと判断されるときだということである。さらに議論を進めれば、より平等な社会の方が選択されるのであれば、選択されない不平等な社会の分配は、人々が無知のベールから出てその社会に入る前に、少なくとも選択された方の社会と同等の平等度に是正されているべきであるということになる。

しかし、その不平等度の是正は、高額所得者から低額所得者への所得の移転という手段のみでなされるものなのであろうか。それが疑問点である。無知のベールの背後で比較した複数の社会では、結果としての所得分配の態様だけでなく、それをもたらし経済構造が根本的に異なるかもしれないのである。そうであるならば、ある所得分配の社会を選択するということと、1つの経済のなかでの不平等度の変化を議論することとはまったくの別問題だということになる。構造の違う社会において所得の移転を行ったとしても、選択されたであろう社会と同じ構造を持つようにならないかぎり、基本的問題は解消されていないからである。

このように、Rawls 的議論からすれば、現実の社会保障システムについて議論する際に重要なのは、それがまったく存在しない状態との比較、あるいはまったく別の社会保障システムを導入した場合との比較であるということになる。おそらく、そのような比較を現実の社会で行うことは、ほぼ不可能である。その不可能な作業を抜きにしては、どれだけの再分配がなされれば十分かということの基準も作れないはずである¹⁰。その基準を設けずに、税や社会保険料

を支払う前の当初所得分配と所得移転等がなされた後の所得分配を比較して、十分に再分配がなされているかどうかという議論を行うには、相当の慎重さが要求されるように思われる。

4. パターナリスティック政策

前の2つの節で検討してきたように、情報の非対称性による市場の失敗という理由も、所得再分配政策という理由も、社会保障として公的保険サービス提供を正当化する議論としては説得力に疑問が残る。確かに歴史的にみれば、社会保障や社会福祉は経済学が推奨して始まったというわけではない。非常に古くからときの支配者や為政者が、困窮した人々を救済する手段等を工夫した事例が数多く知られている。だが、存在する政策や制度が経済学的に正当化することが難しいというのは、学問の性質上問題があるといわざるをえないであろう。

その問題を解消できる可能性の高い視点が、保険加入が任意である場合の自発的保険加入の少なさに関する行動経済学的知見である。行動経済学的実験や観測によって、加入することが自己に有利であると認識していながら、年金保険や医療保険に加入しなかったり、不十分な水準の保険にしか加入せずにいる人々が多数存在することが示されている¹⁰⁾。保険加入の優位性を認識しながら加入しない理由について論理的に説明するのは、既に仲澤（2005）でも分析したことだが、非期待効用理論を用いてもかなり難しい問題である。だが、現実問題として、保険に加入し損なってしまう傾向が人々の行動に存在することは確かなのである。

10) その基準は多くの人々の支持が得られるものほど望ましいが、いわゆる不可能性定理によればそのような基準を作ることは極めて困難なことである。

11) 既に言及したが、Thaler=Sunstein（2009）および Congdon=Kling=Mulainathan（2011）がその例である。以下のアメリカの制度の概説も、基本的にこれらの文献による。なお、後者では、公的保険が強制加入ではないアメリカ政府であっても、「軍隊を持つ保険会社」と呼ばれるほど、現在の政府の予算に占める保険的業務が大きくなっていると指摘されている。

その傾向が確かめられる背景には、アメリカの年金制度や公的医療保険制度が強制加入ではないことがある。日本の場合、一定の年齢になれば学生であっても国民年金への加入が義務付けられているし、医療保険は皆保険制度となっており、原則として全国民が被保険者あるいは被扶養者としてカバーされることになっている。また、企業へ就職すれば厚生年金制度に組み込まれ、支払われる給与水準に応じて年金保険料を天引きされるため、老後に支給される年金水準も決められていて選択の対象とはなっていない。もし、その年金額が不足であれば、民間の生命保険会社が提供する年金保険に加入したり、貯金したりすることになる。最近では、特に国民年金において、保険料支払いの余裕がないという理由等での未納者が40%を超えたとも報道されており、その意味では加入か非加入化の選択の余地が多少はあるかのようにになっているが¹²⁾、法制度上は加入が義務化されている。日本のような強制加入の制度下では、特に所得に応じて負担と給付が変化する厚生年金や共済年金において、加入者が自分で年金保険料と受け取る年金額の関係を吟味する機会もなくなっている。任意加入であったとしたら加入するかどうかといった選択を考慮する機会もなくなっている。しかも、年金は賦課方式で運用されているため、自身の支払った保険料と受け取る年金額の間に経済的に合理的関係が存在するわけでもなくなっている。

これに対して、アメリカでは年金は基本的に積み立て方式であり、被雇用者が自分で年金保険料の多寡を選択する制度になっている。例えばあなたがアメリカの企業とか大学とかに就職したとすると、人事課といった部局で給与等に関する契約書にサインすることになるのだが、そのとき年金についての説明を受けることになる。そこには段階的に給与の何パーセントを保険料として天引きして積み立てるかのオプションが示されており、確定拠出型が採用されている場合¹³⁾、そのうちのどれだけを安全性の高い国債等で運用し、どれだけをよ

12) もちろん、これによって老後に無年金になる人々が生活保護等の別の救済を頼っているのであれば、それは国の財政そのものが危機に瀕する事態をまねく巨大なモラルハザードが生じていることになる。少なくとも年金額を生活保護が上回るような制度は修正すべきであろうし、強制加入を維持するのであれば保険料全額を消費税といった万人が負担する税で賄うようにすべきであろう。

りリスクとされる株式等で運用するかのオプションも提示される。あなたが迷った場合、年金の選択は後回しにすることもできる。しかし、後回しにしてしまうと手続きに来る率が減少する傾向があるので、多くの場合、行動経済学者がデフォルトと呼ぶ選択肢が用意されている。つまり、最も低い天引き率と安全資産を高め設定した運用率の組み合わせで作成された契約書である。その内容でよければ、あなたはその契約書にサインすれば終りである。しかし、その内容では十分でないかもしれないと思えば、どこまで天引き率に引き上げるかを考え、リスクな資産運用比率について小難しい（あなたがファイナンスの専門家ではないとして）解説を読んで考えなければならぬし、新たな契約書も作成してもらわなければならない。そのせいか、ほとんどの人々は、デフォルトと呼ばれるものの内容をそのまま選択する結果になる。

個人の選択の権利を最重要視するアメリカでは、デフォルトの内容が人々の望みであろうものの平均値に設定されることは稀である。むしろ、ミニマムにしておいて、それ以上の選択をする人々は意思表示するようにしてある方が一般的である。すると、最初の契約のときにちょっとした心理的取引費用を回避しようとした人々の多くが、よく考えれば少なすぎる年金に加入したという結果になるのである。その点について、政府や専門家等が、さまざまな調査を継続的に行っているという。

もちろん、年金の内容については、あなたが変更したければ人事課に出向いて手続きすれば変更可能である。しかし、変更した方がよいと意識しながら変更せずにいる人々が、多数にのぼるといふ。Thaler=Sunstein (2009) では著者の一方が、長期的にはアメリカでの株式運用は一定以上の収益率が見込めるので、株式での運用率を上げる手続きをとると決めながら長年手続きにせずにいることがユーモラスに紹介されている。

そのように手続きを妨げる因子や、デフォルト選択肢のように手続きを促すようする因子のことを、専門家はチャンネル・ファクターとよんでいる¹⁴⁾。これは原野に降り注いだ雨が流れを作っていくとき、ちょっとしたものが最初の

13) 年金の運用は基本的に企業単位であり、確定拠出型か確定支給型かは企業によって異なるようである。

小さな流れの位置を決めることになり、それがやがて大きな流れの川を作ってしまうという現象に例えた心理学の用語である。チャンネル・ファクターは、最近発見が取りざたされているヒッグス粒子が宇宙に満ちて物質に質量を与えているのと同じように、人々の心理や社会のなかに満ち溢れて思考や判断に影響している。その結果の1つとして、年金保険や老後のための貯蓄に関していえば、不十分な備えかあるいはまったく備えがない状態になってしまう個人が多数に上ることが、多くの調査から示唆されている。

ここで、十分ではないという表現が何を意味するのかを明らかにしておく必要があるであろう。1つの尺度は、本人へのインタビュー調査やアンケート調査によって、現状での年金積立額が不十分と認識しているかどうかを尋ねる方法である。もう1つには、生活実態調査からいくつかの老後の生活パターンを描きだし、その生活を送るために必要な積立額や年金額を算出する方法がある。いずれのアプローチでも、現状での老後の備えが不十分となる人々が多く、その理由として、現状での生活において色々とあつて蓄えに回せないとか、そのうちにと思っているうちに時間が経過してしまっているといったことが挙げられている。

いま述べた老後への備えの不十分さは、アメリカで観測されていることである。貯蓄性向が低いことで知られるアメリカの家計を調査対象にしても、一般性は限定されるのではないかという疑問も考えられる。しかも、日本のように強制加入を原則にしている国々では、公的年金制度がないときに過小な備えが発生するかどうか調べることは、かなり困難である。

しかし、行動経済学的知見からすれば、アメリカ以外の国々でも同様の事態が生じる可能性が高いことが類推されるのである。なぜなら、老後の備えが不足しているという状態は、時間に関しての割引率が過大であるために、現在の消費や快楽を優先してしまうという行動パターンを示しており、それはより広範な地域の人々において一般的に観測されている現象だからからである。例え

14) Bertrand=Mullainathan=Shafir (2004) 参照。また、以上の説明から察せられるであろうことだが、失業した場合にその期間は年金加入の対象外になってしまうという制度上の特性があり、そおれがチャンネル・ファクターの1つを構成している。

ば、日本での調査研究で、依田＝後藤＝西村（2009）が禁煙やダイエットの失敗理由として指摘している要因もそれである。あるいは、事前と事後とで望ましい状態が異なるという、動学的非整合性に該当する行動とも考えられる。さらに、日本の例でいえば、国民年金の納付率が60%を下回るまでになっている状況が実際にある。それらの納付していない人々が、国民年金の水準を過大だと評価したり、すべて自己責任で老後に備えていたりするとみなす方が非現実的である。

さて、前にも述べたように、貯蓄不足や年金額調整失敗が生じる原因の1つはチャンネル・ファクターであるが、もちろんそれだけでない。最適消費＝貯蓄計画の意思決定は、経済学のテキストで解説されているほど単純なものではないからである¹⁵⁾。既に仲澤（2012）でも議論したことだが、生涯を見渡した貯蓄計画を立案するための情報を収集して処理するだけでも、ほぼ不可能に近い困難な作業である。例えば、1年後からの毎年の所得を予測するだけでも、たちまちさまざまな困難に出くわしてしまう。現在の職場に留まって働いているとしても、給与や賞与の変動リスクをどの程度にみなすべきかわかっている人がどれだけいるであろうか。また、自分が事故や病気や自然災害等にみまわれるリスクをどのように考慮すればよいかも難しい問題だし、家計の単位で考えればさらに複雑になる。支出面においても、同様である。いついかなる支出がなされるのかを予測し、その変動リスクを表わす確率過程はどのようなものなのであろうか。おそらく経済学のテキストを書いている本人であっても、自分のライフサイクルのリスクを表わす確率過程を決定するために、どのような情報があれば十分なのかわかっている人はほとんどいないであろう。

テキストでは、平均的な個人のリスクを記述するための確率分布を適宜仮定すればすむ。しかし、現実の個人は平均的個人ではないし、1人1人が独自のリスクに直面している。そのリスクを把握するためにどのような情報がどれだけ必要なのかも、ほとんどの人にはわからない問題なのである。そうになると、どんな情報が必要なのかを教えてくれる情報を探さなければならないが、それ

15) 経済学のテキストで解説されているものや練習問題でも、一般の人にとってはかなり難解な問題である。

がどのような情報なのかも不明である。

とんでもない幸運に恵まれてリスク計算に必要な情報が与えられたとしても、そこから最適消費計画を解くことができるであろうか。もし教科書に解説されている最適化を実際に行うとしたらどういうことなのか、想像してみたい。例えば、15年後のある日曜日に、あなたは家族でできたばかりレストランを訪れて、そこのシェフが開発してホットな話題になっている新メニューにトライする、ということをどれくらいの確率で行うか決めておかなければならない。あなたがまだ想像したこともない新メニューを食べたときの期待効用がどれくらいで、そのメニューの価格分布がどのようなものでありうるかもわかった上でのごことである。同様のことを、将来のあらゆる期間のあらゆる時点に対して決めておく、というのが現実最適消費計画を解くためにしなければならない場合の実相なのである。

このように極めて難解な問題を解くことは不可能に近いことであり、また人間の頭脳の思考方法にもマッチしたものでもないために、通常個人は限定合理性による決定、あるいはヒューリスティックな決定を行うにすぎない。ヒューリスティックな決定とは、思考力に限界のある人間が用いる方法で、経験等から導かれた簡便な決定手法のことである。最善の解を求めるのではなく、一定程度以上の満足の水準を下回らないようにしようとするという特徴がある¹⁶⁾。つまり、現実には、人々はかなり暫定的な基準で現時点において適当と思われる貯蓄額を決めるにすぎないのである。

暫定的であるがゆえに、ちょっとしたことでの変更や妥協も生じやすいし、しばしば考慮した方が望ましい将来を切り捨てたかのような行動も見られることになる。考慮すべきことを見ないようにしてしまう行動は、病気や怪我をする危険性についてもあてはまる。つまり、健康保険についても、自主的に十分な保険に加入する可能性は低いのである。その結果、老後に最低限の生活を送る資金が払底してしまったり、病気の際に最低限度の診療すら受診できなかったりする人々が発生することになる。それは、社会不安の要因にもなるし、そ

16) このような決定方法の方が、どの状態が実現したかが判明した事後で評価すると、いわゆる期待効用理論の描く合理的決定よりもよい結果を得ることもある。

の人々を公的に救済することになれば余分な税負担が必要になるだけでなく、きちんと自助努力をしてきた人々からは不公正という不満も生じるであろう。日本の国民年金の未納率の高さは、まさにこの点が顕在化した現象であるともいえる。

現実の人々の行動にこのような問題を惹き起こす危険性が常に存在することを前提にすれば、事後的により望ましいであろう決定が下せたり行動したりできるように促す政策に意義が生じることになる。それらの政策を総称して、パターナリスティック政策という。社会保障も、その政策の一部として必要であるというのが、行動経済学的な政策の観点である。

伝統的経済学以外の社会保障を考察する諸分野の視点からすれば、政策にパターナリスティックな側面があることは、むしろ当然のことであろう。しかし、伝統的な経済学では市場が十分に機能しない等の要因に起因する資源配分の非効率性の改善や、社会で合意された所得再分配の必要性等の理由がなければ政策の必要性は正当化されない。個人が合理的に行動することを前提にしているスタンダードな経済学では、政策を必要とする要因は市場メカニズムのなかに存在するのであり、個人の行動原理に存在するものとはみなされない。よって、直接的に個人の選択の修正を迫る政策は、不必要なお節介というだけでなく、場合によっては害悪であるとすらみなされる。

ところが、スタンダードな経済学が採用してきた個人の合理性、すなわち期待効用最大化という前提が成り立たないとなれば、政策の見方も当然ながら変更が必要になる。上で縷々説明したように、人々の老後や病気等のリスクの備えが慢性的に不足する傾向があるのであるから、それを補うための公的な社会保障制度を用意するという経済政策が必要となる。社会保障を必要とするこのロジックは、前の節で検討した情報の非対称性による保険市場の失敗や再分配手段としての社会保障という論点と異なって、それ自身のなかに非整合性を内包しているわけではない。現実には過少な備えしかしない人々が無視しえない数だけ存在するという事実を認めれば、社会保障を必要とする理由として十分な説得力を持つものといえるのである。

このように、パターナリスティックな政策としての社会保障という考え方は、

社会保障を必要とする理由についての説明力を有している。しかし、そこには、どの程度まで政府が責任をもって保障すべきかの最適解を決定できないという、独自の特性あるいは問題点が存在する。なぜなら、期待効用最大化という合理的行動を前提にしていないために、それらの集計としての社会的厚生指標が構成できないために、費用便益分析の適用が困難だからである。行動経済学では不変の選好を前提にしていないので、パレート基準や社会的厚生関数といった厚生経済学の重要な指標を用いるための全体が満たされないのである¹⁷⁾。この特性がいかなる事項を含意しているのか、次の節で検討しておこう。

5. 含意の検討

問題の本質は、事後になってみないと、必要なものや望ましいものが判然としない点にある。例えば、老後にどれだけの年金を受給できれば十分なのか、若年期の段階で明確に述べることができる個人はいないであろう。それは、政府や政策立案者にとっても同様である。現状の老年世代の月平均の生活費を調査することはできても、それが30年後とかでも有効な指標になるかどうか定かではない。医療保険についても同様である。どれだけの治療をどの程度のコストで受けられるようになれば最適なのか、誰が判断できるのであろうか¹⁸⁾。しかも、利用技術の進歩も予測困難なのである。

政策の最適水準が決められない問題の一部として、どの個人も同様に扱うべきかどうかという問題も存在する。同じ年齢で同じ程度の年取の人々がいて、そのなかに自分は自分で備えることができると主張する人と、自分はあまり老後のことは気にしていないという人がいたとする。この両名を同じ年金システ

17) 仲澤（2012）では、制限つきではあるが余剰分析が利用可能であることを示している。しかし、パレート基準や社会的厚生関数も利用可能になる前提条件までは、満たされない。

18) 医療の問題は、極めて難しい。例えば、人間は必ず死ぬのだから、死ぬこと自体が必ずしも不健康とは限らないであろう。しかし、何歳になっても病氣や怪我は治療するのが医療の基本方針であるが、それは一貫性のある論路として成り立つのかは判然としない。

ムに強制加入させるべきなのか、それとも後者のみを対象とするのか、あるいは加入させる年金に差をつけるべきなのか、正解となる水準を決めることはかなり困難なように思われる。

これらの問題を考察する際には、保険の機能として重要なリスクプールが手掛かりになるであろう。リスクをプールするという観点からは、加入者ができるだけ多くなることが望ましいことになる。そのことは、民間の保険市場において複数の保険会社が競合している場合でも同じである。一部の保険会社により安全な加入者が集中して、その保険会社の保険料が他社より割安になったとすれば、他の保険会社の顧客が流入することになるので、基本的にすべての保険会社の加入者のリスクは平準化されるであろう。その下で保険が機能するためにも、市場全体で潜在的加入者がすべて加入してリスクがプールされることが望ましい¹⁹⁾。その意味で、政府が提供する年金や医療保険が全国民をカバーすることは、保険として望ましいということになる。

しかし、それをすべて政府がすべきなのか、どの個人にも同じ年金を提供すべきなのかについては別問題であるとの批判もありえる。たとえ個人が効用最大化原理とは異なる行動様式をとっているとしても、どの程度の保険に加入するかについて個人の選択を認めないというのも、1つの極論だからである。また、部分的には民間の保険会社が担当することを排除する理由にはならない、という指摘もあろう。そうでなければ、あらゆる保険を政府が提供すべきという結論になり、やはり極論とみなされるからである。

そのような批判がありえるとしても、公的に保険を提供する制度にはもう1つ注目すべき側面がある。それは、情報提供効果あるいは啓蒙効果とでも呼べる機能である。保険への加入と保険料負担が義務化されれば、人々がそのような備えの必要性を認識したり負担の妥当性について検討したりするきっかけを提供することになる。それによって、社会保障のあるべき姿を人々が議論するようになれば、個人が不十分な備えしかないことに対する警鐘となる。また、その議論を通じて、必要な保障の範囲についての合意形成もなされるかもしれ

19) ここでの議論は、加入者と保険会社との間での情報の非対称性はないという前提でなされている。

ない。このような教育的効果こそ、パターナリスティック政策のポイントなのである。

この見解に対しては、2つの批判がありえる。1つは、必要とする保険の情報であれば、民間保険会社でも提供できるというものである。実際に、民間の保険会社が老後の備えのシミュレーションを行って、加入を勧める宣伝に用いている。しかし、民間の場合、それが保険会社に都合のよいように計算されたものではないかという疑念が残るのではないかと、という点を指摘しておきたい。

もう1つの批判としては、加入が義務化されていると、却って惰性的に支払っている税と同じで、あまり意識しなくなるのではないかというものがある。しかし、だからといって放任すれば、無保険あるいは不十分な保障しか得られない個人が多数発せして、社会の負担を押し上げることになるのである。それを回避するためには、やはり強制加入の公的保険を提供することが、1つの有効な手段なのである。

そのときどの程度の保障がなされるべきかについて、先験的に決めることは確かに困難である。だからといって、十分な情報を持たない個人に自己責任として押し付けてよいということはない。現実経済では、どれほど情報化が進んでも、ライフサイクルでの最適解を得られるだけの十分な情報が入手できることはないのである。そのなかで、社会的動物である人間同士が公的な社会保障について議論し合意できるのであれば、互いに安心感を共有できる社会を生み出すことができる。そのために常に社会保障のあるべき姿についての議論を働きかけることが、政策立案に関与する者の役割なのである。

なお、公的保険制度としての社会保障に関しては、その運営が官僚機構であるために非効率的になるという批判もあるであろう。日本で年金業務を行っている社会保険庁の保険料納付記録に関する杜撰な管理が表面化して大きな問題になったことは、記憶に新しいことである。確かに、記録管理が杜撰であったことは、まったくの論外である。また、その問題が取り上げられた頃、賦課方式での年金支払い額に余裕があったときに行われたレジャー施設等への非効率な投資も、同時に批判的になった。

これらの事態に代表される問題は、官僚機構独自の非効率性が原因であるか

のように議論されてきた。しかし、民間の保険業界で保険金の支払い不足が多額にあることがわかったとき、それを問題視する論調はあまり見かけられなかったように思われる。監督官庁が業務改善の指導をしているといった内容の報道が、淡々となされただけである。最近の報道では、民営化された簡保生命でも多額の支払い不足があったが、業界の本質的問題ということをごとさら批判するような意見が聞かれない。

だが、これらの事件は、民間の保険業界の方が業務を適正に行うものであって、官僚機構は杜撰な仕事しかしない、という見方が相当にステレオタイプなものであることを示している。おそらくそれは、かなり以前に議論されたX非効率性のように、官僚機構には非効率性がつきものという先入観から来ているものであろう。だが、民間企業は公的機関より効率的で適正だというよりも、むしろ保険の複雑なシステムが問題の根源にあると考えるべきである。顧客獲得を目指して、複数のリスクに対応する複雑な保険商品を提供した結果、社員も保険金支払い要件を理解していなかったりするからである。

さらにいえば、支店単位で保険金支払い率を低く抑える競争がなされ、それが保険会社の社員の成績評価項目の1つになっていたという事実がある。これは、加入者への保険金支払いを回避するインセンティブを与えるものであり、効率性どころではなくコンプライアンスを低めるだけの不当なものである。民間だから効率的で適正というよりも、利益追求の圧力が不当な行為を誘発することがあることを忘れてはならない。

もちろん、業務を適正に行うことは、民間か公的機関かに関係なく、保険を提供するものが当然果たす義務である。したがって、業務が適正になされるよう、インセンティブ・メカニズムを構築することは重要なテーマである。しかし、そのことが公的に保険を提供することを否定する理由にはならないことも、また明らかなのではなかろうか。

以上で議論してきたように、行動経済学的知見にも続いたパターナリスティックな政策としての社会保障を推奨するのであれば、国民全体を加入者にすることが基本的出発点になるといえる。さらに重要なのは、望ましい社会保障システムについて議論するときに、伝統的な厚生経済学的手法を適用できな

いことを理解すべきであるという点である。人々の思考形態や情報の与えられ方が期待効用理論の公準を満たしていない環境下では、より現実的で効果的な政策論が新たに開発されなければならないのである。その観点からすれば、経済学は社会心理学や社会福祉学あるいは政治学や行政学等々の他の分野で蓄積された知見を取り込んだ新たな政策基準の模索を目指すべきであろう。それは、経済学の伝統的思考方法からの離脱を意味しているので、極めて困難な挑戦的な作業だと思われる。その新たな基準の模索を成功させるためには、現実の人々の行動に根差した地道な考察を積み重ねていく意外に方法はないように思われるのである。

最後に、政策がパターナリスティックに作られるということ自体について言及しておこう。一般の人々の決定の失敗を補うものを提供する主体は、当然ながらエリートということになる。つまり、人々が民主主義的に決定する政策ではなく、エリートが案を作って提示するものだけということである。この性格のために、民主主義の根源に抵触するという批判がありうる。

しかし、民主主義そのものがエリートを否定しているわけではない。小林（2012）によれば、民主主義には直接参加民主主義と代議制民主主義があり、後者は一般の人々がエリートを選択して政策決定や遂行を委託するものである。前者よりも後者の方が、現在では一般的である。その理由は、一般の人々の政策策定能力に限界があるということと、民意による選択や決定がしばしば間違いを生じさせるからである。ナチス支配が完全に民主主義的に作られたという例を引き合いに出すまでもなく、事後的にみれば感情的で一過性の判断で投票がなされた事例は歴史上に数多くある。

ただ、代議制の場合、エリートが付託に応えていないと民衆がみなせば、次の選挙で判定がくだされるという手続きがある。実は、そのときに人々が正しい判断をくだせるかどうか、代議制民主主義のポイントである。エリートによる提案と民衆の評価能力との対応関係は、民主主義的政策決定における永遠の課題といえよう。その問題点と比較すれば、政策が経済学的にどのような必要性から提言されているのかということは、重要ではあっても副次的な問題に過ぎないのかもしれない。

参 考 文 献

- Akerlof, George A. (1970) The Market for 'Lemons': Quality Uncertainty and the Market Mechanism, *Quarterly Journal of Economics*, 84, 488-500.
- Bertrand, Marianne, Sendhil Mullainathan and Eldar Shafir (2004) A Behavioral-Economics View of Poverty, *American Economic Review*, 94, 419-423.
- Congdon, William J., Jeffrey R. Kling and Sendhil Mullainathan (2011) *Policy and Choice: Public Finance through the Lens of Behavioral Economics*, Washington, D. C., Brooking Institution Press.
- Rawls, John (1972) *A Theory of Justice*, Oxford, Oxford University Press. (田中成明 編訳『構成としての正義』木鐸社.)
- Rothschild, Michael and John E. Stiglitz (1976) Equilibrium in Competitive Insurance Markets: An Essay on the Economics of Imperfect Information, *Quarterly Journal of Economics*, 80, 629-649.
- Thaler, Richard H. and Cass R. Sunstein (2009) *Nudge: Improving Decisions about Health, Wealth, and Happiness*, London, Penguin Books. (セイラー, リチャード＝キャス・サンスティーン (遠藤真美訳) (2009)『実践行動経済学』日経 BP 社.)
- アイエンガー, シーナ (櫻井祐子訳) (2010)『選択の化学』文藝春秋.
- 依田高典, 後藤励, 西村周三 (2009)『行動健康経済学 — 人はなぜ判断を誤るのか』日本評論社.
- 小林良彰 (2012)『政権交代：民主党政権とは難であったのか』中公新書.
- 真野俊樹 (2012)『入門医療政策 — 誰が決めるのか,何をを目指すのか』中公新書.
- 仲澤幸壽 (2005)「保険の任意加入と強制加入」西南学院大学経済学論集, 40-1, 53-65.
- 仲澤幸壽 (2012)「行動経済学的観点からの余剰分析」西南学院大学経済学論集, 47-1・2, 55-79.
- 小塩隆士 (2012)「税・社会保障と格差社会」宇沢弘文・橘木俊詔・内山勝久編『格差社会を越えて』東京大学出版会第2章.
- 清水克俊・堀内昭義 (2003)『インセンティブの経済学』有斐閣.
- 友野典男 (2006)『行動経済学：経済は「感情」で動いている』光文社新書.